



参考資料

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する**基本方針**を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置



〔 特別特定建築物…不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物
 特別支援学校、病院、体育館(一般公共用)、博物館、美術館、図書館等 〕

○これらの施設について、新設又は改良時の「移動等円滑化基準」への**適合義務**

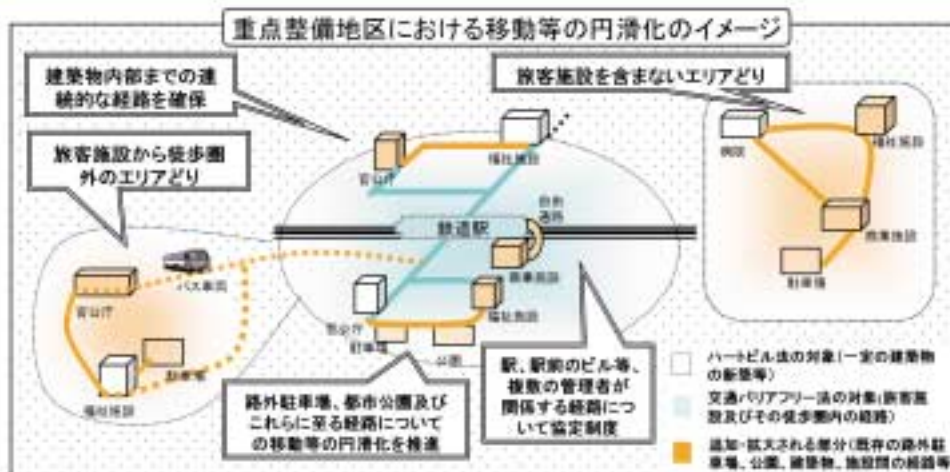
○既存のこれらの施設について、**基準適合の努力義務**

※政令で定める規模以上に限る

○特別特定建築物でない**特定建築物**(多数の者が利用する建築物)の新設又は改良時の**基準適合の努力義務** (地方公共団体が条例により義務化可能)

(学校、劇場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅等)

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、**高齢者、障害者等が生活上利用する施設**を含む地区について、**基本構想**を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための**特定事業**を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度 等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」について

障害者基本法に基づき、平成15年度から平成24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定める「障害者基本計画」が平成14年12月24日に閣議決定された。

また、同日、障害者基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標等を盛り込んだ「重点施策実施5か年計画」も決定された。

1. 「障害者基本計画」

- ① 計画の性格：障害者基本法で策定を義務付けられた法定計画〔閣議決定〕
- ② 計画期間：平成15年度からの10カ年
- ③ 計画内容：計画の理念、目的
基本的考え方（総合的、横断的事項）
分野別の施策の基本的方向
推進方策

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）（抄）

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

4 教育・育成

（2）施策の基本的方向

⑤ 施設のバリアフリー化の促進

教育・療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進する。
障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を推進する。

2. 「重点施策実施5か年計画」

- ① 計画の性格：「障害者基本計画」の前期重点実施計画〔障害者施策推進本部決定〕
- ② 計画期間：平成15年度からの5年間
- ③ 計画内容：5年間に重点的に実施すべき具体的施策
福祉等公的サービス基盤、バリアフリー等の分野においては極力数値目標を設定

重点施策実施5か年計画（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）（抄）

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

6 教育・育成

（4）施設のバリアフリー化の推進

小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成15年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成16年度中に作成する。

(1) 趣 旨

児童生徒等が障害を有し歩行困難等のために、または学校を地域コミュニティの拠点として開放する際、高齢者等に配慮するため、新增改築事業又は大規模改造事業によりエレベータ等を設置する場合に国庫補助の対象としている。

(2) 国庫補助率

新 増 築（学校を新設する又は建増しする事業）：原則 1 / 2
改 築（既存の学校建物を建替えする事業）： ※
大規模改造（既存の学校建物を改造する事業）： ※

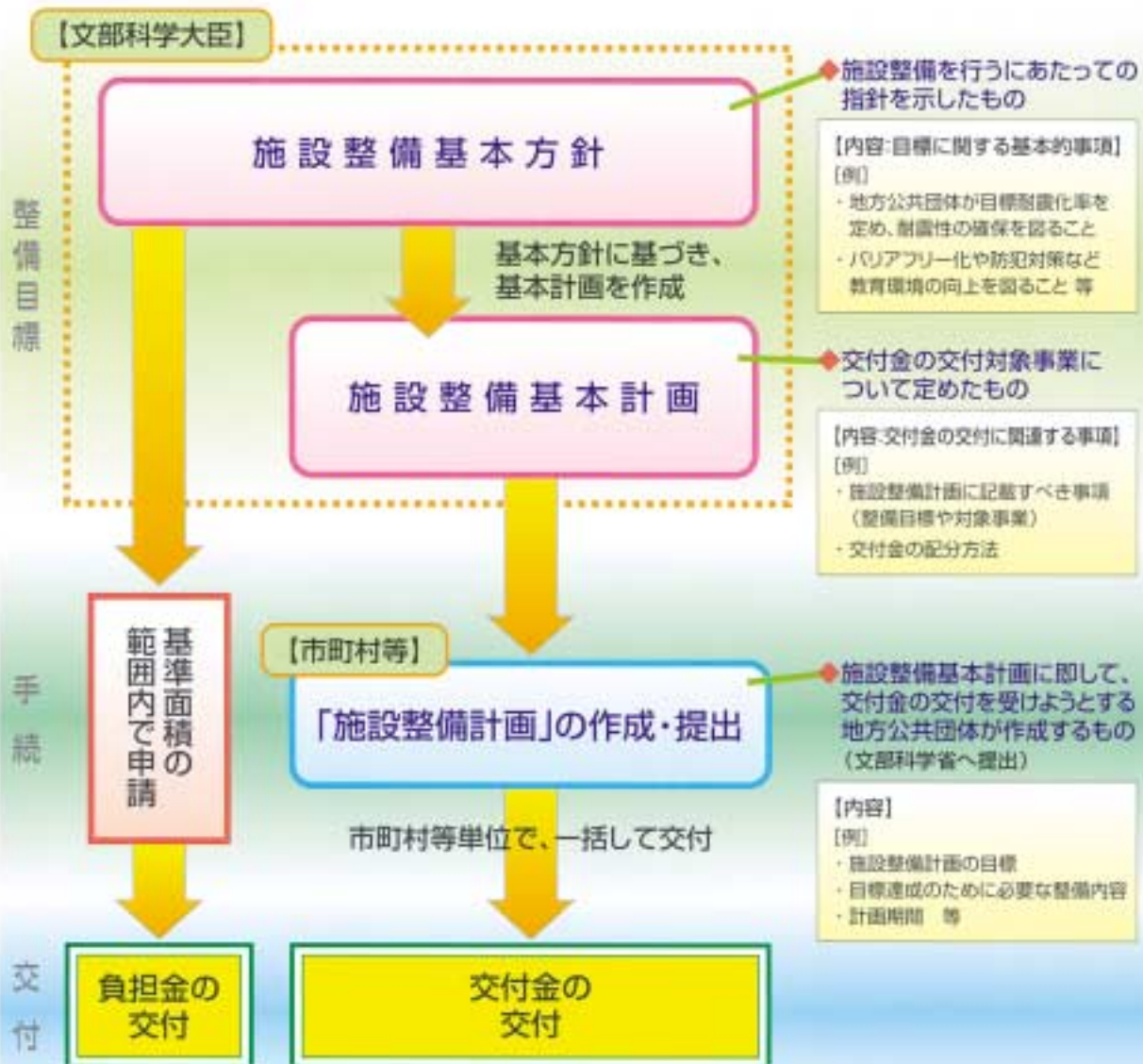
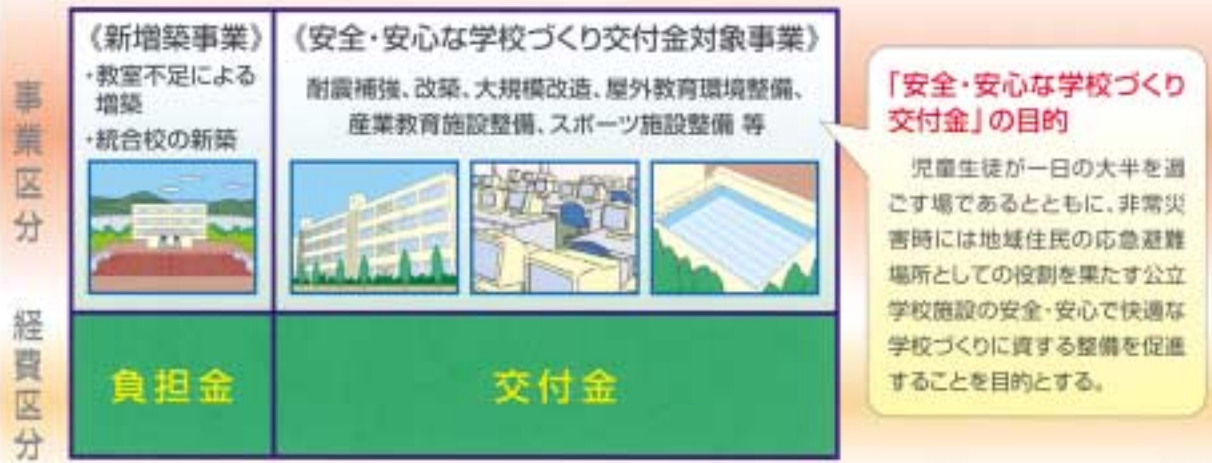
※ 改築、大規模改造については、安全・安心な学校づくり交付金により、交付金を算定（算定割合：1 / 3）

(3) 対象校

公立の小中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

※ また、まちづくりの一環として公立学校施設整備を行う場合には「まちづくり交付金」を活用することも可能（p39参照）

公立学校等施設整備の全体像



まちづくり交付金の概要

(出典) 国土交通省資料

○制度概要

市町村が作成した交付期間が概ね3～5年の都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために国費（事業費の概ね4割）を交付する制度である。

○交付対象

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等 等

まちづくり交付金の概要

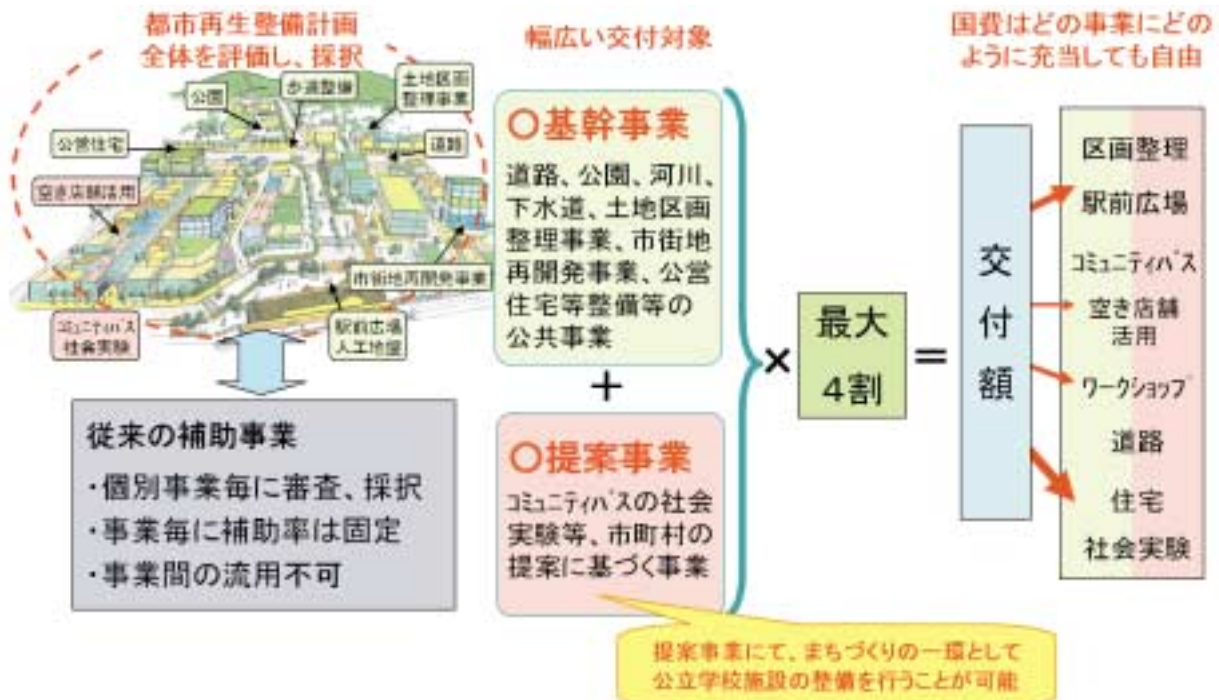
ポイント1 地方の自主性・裁量性の大幅な向上

ポイント2 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上

ポイント3 目標・指標の明確化

平成19年度予算
2,430億円（国費）

現在、全国764市町村
1,326地区のまちづくりを支援中
(平成19年4月1日時点)



○H19予算について

- ・事業規模の拡大（2,380億円（H18）→2,430億円（H19））
- ・まちおこしセンターや、子育て世代活動支援センターの整備を基幹事業として支援するとともに、住民やNPO等のまちづくり活動等の提案事業を活用し、にぎわい創出力の強化を図る。

○まちづくり交付金予算額

(単位：百万円)

区分	19年度(A)		18年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
まちづくり交付金	612,000	243,000	600,000	238,000	1.02	1.02

学校施設のバリアフリー化整備計画の推進に関する調査研究

平成19年1月17日

平成19年3月28日 一部改定

平成19年4月2日 一部改定

国立教育政策研究所長決定

1 趣 旨

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地域住民の生涯学習等のコミュニティの拠点及び地震等の災害時の応急的な非難施設としての役割が求められており、バリアフリー化の努力義務の対象施設として位置づけられている。

本調査研究では、学校施設の合理的なバリアフリー化整備計画の推進方策について積極的に取り組んでいる設置者の活動状況を実践集として紹介し、学校施設のバリアフリー化のより一層の推進に資するものである。

2 調査研究事項

- (1) 整備計画策定事例の分析・整理
- (2) バリアフリー化整備計画の策定に関する検討
- (3) その他

3 実施方法

調査研究の実施に当たっては、別紙の学識経験者の協力を得るものとする。

なお、必要に応じて、その他関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

平成19年1月17日から平成20年3月31日までとする。

学校施設のバリアフリー化整備計画の推進に関する調査研究協力者 (五十音順)

○上野 淳	首都大学東京大学院工学研究科建築学専攻教授
工藤 和美	シーラカンスK&H株式会社代表
倉斗 綾子	首都大学東京リサーチフェロー
澤田 妙子	川崎市立小田小学校校長
杉浦 義夫	静岡県生活・文化部ユニバーサルデザイン室長 (平成19年3月31日まで)
鈴木 妙子	静岡県県民部企画監 (ユニバーサルデザイン担当) (平成19年4月1日から)
高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部教授
成田 幸夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
松本 章	神奈川県小田原市建設部建築課課長補佐 (五十音順、○印：研究会主査)

(オブザーバー)

森 政之	文部科学省大臣官房文教施設企画部	施設企画課文教施設環境対策専門官
廣田 貢	文部科学省大事官房文教施設企画部	施設企画課指導第一係長
入江 圭正	文部科学省大臣官房文教施設企画部	施設企画課専門職
原 誠史	文部科学省大臣官房文教施設企画部	施設企画課指導第一係

(平成19年4月30日まで)

なお、国立教育政策研究所においては、次の者が担当した

新保 幸一	文教施設研究センター長
山本 聖一郎	文教施設研究センター総括研究官
竹内 真司	文教施設研究センター企画係長